

令和4年神審第47号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月19日12時29分

和歌山県印南漁港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数	13トン	9.7トン
登 録 長	16.73メートル	14.83メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		426キロワット
漁船法馬力数	93キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部中央にGPSプロッター及び舵輪を、その左舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置を、右舷側に魚群探知機をそれぞれ備えた小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年6月19日03時00分和歌山県和歌山下津港有田区を発し、印南漁港南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aの行う底びき網漁は、直径12ミリメートル長さ約200メートルのワイヤに繋いだ直径32ミリメートル長さ約30メートルの合成繊維索に開口板を取り付けた、船尾から網の後端までの長さが約320メートルの漁具を水深約50メートルの海中に延出し、投網に約10分、えい網に約1時間、揚網に約20分を要し、1回の操業に1時間30分前後を要するものであった。

a受審人は、05時30分頃目的の漁場に到着し、トロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す形象物を表示し、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて操業を開始した。

a受審人は、10時55分半印南港横島防波堤灯台（以下「印南港灯台」という。）から187.5度（真方位、以下同じ。）5.94海里の地点で、当日4回目のえい網を行うこととし、針路を300度に定め、2.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵に

よって進行した。

a 受審人は、12時24分印南港灯台から223度5.67海里の地点で、右舷方1.13海里にBを初認し、甲板員を操舵室で見張りに当たらせ、自身は舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、同船の動静を監視しながらえい網を続けた。

a 受審人は、12時25分印南港灯台から223度5.68海里の地点に達したとき、Bが右舷正横後4度1,680メートルのところとなり、その後、同船が衝突のおそれがある態勢のまま自船の進路を避けずに接近するのを認めたが、Bが操業中の自船を避けるものと思い、警告信号を行わず、間近に接近しても、行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ針路、速力で続航し、12時27分黄色回転灯を点灯し、12時29分少し前、至近に迫ったBに衝突の危険を感じ、右舵をとったものの、効なく、12時29分印南港灯台から225度5.72海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その右舷船尾部にBの船首が後方から76度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を、同室前方に客室をそれぞれ配し、操舵室前部中央に舵輪を、その左舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置を、右舷側にレーダーをそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日12時00分印南漁港を発し、同漁港南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、釣り客4人を客室に、同2人を船尾甲板にそれぞれ座

らせ、自身は舵輪後方の椅子に腰掛け、GPSプロッター及び0.75海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させて印南漁港南西方沖合を南下し、12時23分半僅か過ぎ印南港灯台から225度4.45海里的の地点で、針路を224度に定め、14.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、12時25分印南港灯台から225度4.78海里的の地点に達したとき、左舷船首10度1,680メートルのところからAを視認することができ、同船がトロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す形象物を表示し、低速力で航行していることから、漁ろうに従事している船舶であることがわかり、その後Aと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、GPSプロッターの操作に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aの進路を避けずに続航し、12時29分僅か前、船首至近に同船を認めたものの、どうすることもできず、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に破口等を生じ、Bは、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じたが、後にいずれも修理され、a受審人が腰痛症等を、Aの甲板員が頸部挫傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、印南漁港南西方沖合において、底びき網をえい網しながら西行中のAと南下中のBが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

本件当時、視界は良好で両船は互いに他の船舶の視野の内にある状況

の下、Aは、トロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す形象物を表示し、低速力で航行していることから、漁ろうに従事していることがわかり、Bは、航行中の動力船に該当することから、本件は、海上衝突予防法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、印南漁港南西方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているAの進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、印南漁港南西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターの操作に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、トロールにより漁ろうに従事しているAに気付かず、同船の進路を避けずそのまま進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a受審人及びAの乗組員をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、印南漁港南西方沖合において、トロールにより漁ろうに従事中、Bが衝突のおそれがある態勢のまま自船の進路を避けずに接近するのを認めた場合、行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Bが操業中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための協力動作をとらなかった職務上の過失により、衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさ

せ、自船の乗組員を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 8 月 3 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広